

長野県訓令第5号

本府内部部局
現地機関
労働委員会事務局

長野県職員服務規程（昭和40年長野県訓令第16号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

長野県知事 村井 仁

第5条中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に、「危機管理室長及び副出納長」を「会計管理者」に、「チーム・室の長並びに」を「室）の長及び」に改める。

第6条第2項中「経営戦略局人事活性化チームリーダー（以下「人事活性化チームリーダー」）を「総務部人事課長（以下「人事課長」）に改める。

第9条第3項、第12条及び第13条第2項中「人事活性化チームリーダー」を「人事課長」に改める。

第15条の見出しを「休憩時間中の事務処理」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第17条中「公務旅行」を「公務旅行の命令」に、「別に定める旅行命令（依頼）票により行なう」を「内部事務総合システムにより行う」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、これにより難い場合は、別に定める旅行命令（依頼）票により行うものとする。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

第26条の2の見出し中「の制限」を「及び時間外勤務の制限」に改め、同条第1項中「、深夜」を「、深夜又は時間外」に、「深夜勤務制限請求書」を「深夜（時間外）勤務制限請求書」に改め、同条第2項第4号中「深夜」を「深夜又は時間外」に改める。

第27条、第28条、第29条第2項、第30条第8項、第31条第1項及び第2項、第31条の2第2項及び第4項、第32条第1項中、第34条第3項並びに第37条中「人事活性化チームリーダー」を「人事課長」に改める。

第49条第2項中「経営戦略局長」を「総務部長」に改め、同条第3項中「人事活性化チームリーダー」を「人事課長」に改める。

第52条中「経営戦略局長」を「総務部長」に改める。

様式第5号中「深夜勤務制限請求書」を「深夜（時間外）勤務制限請求書」に、「における」を「（時間外）における」に改め、

5 請求に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	を
-----------	--------------------	--	---

5 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 每日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	に改める。
	時間外勤務の制限	年 月 日から <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 月（12月に満たないものに限る。）		

様式第5号の2中「深夜」を「深夜（時間外）」に改める。

人事課

長野県訓令第6号

本府内部部局
現地機関

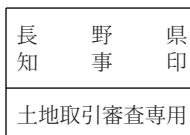
長野県公印規程（昭和31年長野県訓令第29号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

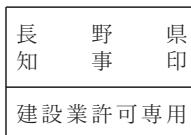
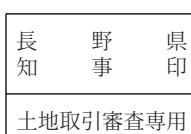
平成19年3月30日

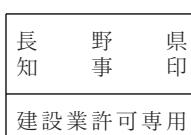
長野県知事 村井 仁

別表中「出納長、出納長職務代理者、副出納長」を「会計管理者」に、「|産業政策課長」を

「 産業政策課長 観光企画課長	に、	知事印 (県債専用)	情報公開・法務課長	直径23		を
-----------------------	----	---------------	-----------	------	---	---

知事印 (県債専用)	情報公開・法務課長	直径23	
知事印 (土地取引審査専用)	企画課土地対策室長	方30	

知事印 (建設業許可専用)	土木政策課長 建設事務所長	方30	
知事印 (土地取引審査専用)	土地・景観課長	方30	

知事印 (建設業許可専用)	土木政策課長 建設事務所長	方30	
------------------	------------------	-----	---

知事職務代理者印 (土地取引審査専用)	土地・景観課長	を	知事職務代理者印 (土地取引審査専用)	企画課土地対策室長	に、
------------------------	---------	---	------------------------	-----------	----

出 納 長 印	会 計 課 長	方 24	長 野 県 出 納 長 印
出 納 長 印 (小切手専用)	会 計 課 長	方 15	長 野 県 出 納 長 印
出納長職務代理者印	会 計 課 長	方 23	長 野 県 出 納 長 職 業 代 理 者 印
副 出 納 長 印	会 計 課 長	方 23	長 野 県 副 出 納 長 印
会 計 管理 者 印	会 計 課 長	方 24	長 野 県 会 計 管理 者 印
会 計 管理 者 印 (小切手専用)	会 計 課 長	方 15	長 野 県 会 計 管理 者 印

を

に改める。

情報公開・法務課

長野県訓令第7号

本庁内部部局

長野県法規審査委員会規程（昭和32年長野県訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

長野県知事 村 井 仁

第5条第3項及び第7条第1項中「吏員」を「職員」に改める。

第8条第1項中「第7条第1項」を「前条第1項」に、同条第2項中「第7条第3項」を「前条第3項」に改める。

別表第1中「行政改革推進課長」を「行政改革課長」に、「産業政策課長」を「産業政策課長 觀光企画課長」に改める。

情報公開・法務課

長野県訓令第8号

本庁内部部局

現 地 機 関

長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

長野県知事 村 井 仁

第50条第1項第4号中「、出納長あてのものは会計課長に、部（局）長あてのものは部（局）長事務を担当する課長」を「、部（局）長あてのものは部（局）長事務を担当する課長に、会計管理者あてのものは会計課長」に改める。

第53条第1項中「、副知事又は出納長」を「又は副知事」に改め、同条第2項中「部（局）長」を「部（局）長若しくは会計管理者」に改める。

別表第1の1中「課」を「課又は室」に改める。

別表第2の1中

(1) 都道府県の出納長に発する公文 (2) その他出納長名によることを適当とする公文	出納長名
(1) 国の行政機関の部長、課長その他これらに準ずる者に発する公文 (2) 都道府県の局長又は部長に発する公文 (3) 市町村の部長又は課長に発する公文 (4) その他部(局)長又は副出納長名によることを適当とする公文	部(局)長又は副出納長名

観光部	観光企画課 観光振興課	観企 観振
-----	----------------	----------

別表第3の1の土木部の項中

「都市計画課 道路課」	都道	を
「土木政策課技術管理室 都市計画課 道路管理課 道路建設課」	都政技 都道管 道建	に改め、同2中

「環境保全研究所 諫訪湖事務所」	環保 諫事	を
---------------------	----------	---

「環境保全研究所 名古屋事務所 大阪事務所」	環保 名事 大事	に、
------------------------------	----------------	----

「松本空港管理事務所 木曽農林振興事務所」	松空 木農	を
--------------------------	----------	---

「東京観光情報センター 名古屋観光情報センター 大阪観光情報センター 松本空港管理事務所」	東觀 名觀 大觀 松空	に改める。
--	----------------------	-------

を

(1) 国の行政機関の部長、課長その他これらに準ずる者に発する公文 (2) 都道府県の局長又は部長に発する公文 (3) 市町村の部長又は課長に発する公文 (4) その他部(局)長名によることを適当とする公文	部(局)長名
(1) 都道府県の会計管理者に発する公文 (2) その他会計管理者名によることを適当とする公文	会計管理者名

に改める。

別表第3の1中

「部(局)課の名称」を「部(局)課(室)の名称」に改め、同1の企画局の項中

「政策評価課 土地・景観課」	政評 土景	を
「企画課土地対策室 政策評価課」	企土 政評	に改める。
「統計課」	統	を
「情報政策課統計室」	情政統	に改め、同1の総

「税務課」	税	を
-------	---	---

「税務課 税務課個人県民税対策室」	税 税対	に、
----------------------	---------	----

「行政改革推進課」	「」	「行政改革課」	に改
-----------	----	---------	----

め、同1の衛生部の項中

「県立病院課」	病	を
「医療政策課国保・医療福祉室 県立病院課」	医政国 病	に改め、同1の商

工部の項の次に次の項を加える。

別表第3の2の庶務・人事・給与・服務・福利厚生・諸給付等の項中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

別表第4の県の機関の項中「中央児童相談所」を「福祉大学校中央児童相談所 男女共同参画センター」に、「長野消費生活センター 環境保全研究所」を「環境保全研究所 名古屋事務所 大阪事務所」に改め、同表の国の機関の項中「林野庁」を「林野庁 関東信越厚生局」に改める。

様式第16号の特殊文書等取配カード(甲)及び特殊文書等取配カード(乙)中

「知事 出納 長 部(局) 長 課」	事 長 者 長

を

に改める。

長野県訓令第9号

本庁内部部局
現地機関

本庁の内部部局及び会計局の係の名称及びその分掌事務に関する規程(平成18年長野県訓令第16号)の全部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

長野県知事 村井 仁

本庁の内部部局及び会計局の係の名称及びその分掌事務に関する規程

- 1 長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号。以下「規則」という。)第4条の3の規定により置かれる係の名称及び分掌事務は、別表第1のとおりとする。
- 2 規則第24条第3項、第51条の15第3項及び第51条の21第3項の規定により置かれる係の名称及び分掌事務は、別表第2のとおりとする。
- 3 規則第53条第2項の規定により置かれる係の名称及び分掌事務は、別表第3のとおりとする。

(別表第1)(第1項関係)

内部部局の課に置く係の名称及び分掌事務

部(局)名	課名	係の名称	分掌事務
総務部	秘書課	総務係	課内の庶務に関する事項及び規則第5条第2号の事項
		秘書係	規則第5条第1号の事項
	人事課	総務係	課内の庶務に関する事項並びに規則第5条の2第4号、第10号及び第11号の事項
		人事係	規則第5条の2第1号及び第3号の事項
		給与係	規則第5条の2第2号の事項及び第9号のうち特別職報酬等審議会の庶務に関する事項
	職員課	厚生係	課内の庶務に関する事項及び規則第6条第1号の事項
		年金係	規則第6条第2号のうち長期給付に関する決定及び支給に関する事項並びに第3号の事項
		共済係	規則第6条第2号(年金係に属する事項を除く。)の事項
		公務災害係	規則第6条第4号及び第5号の事項
	財政課	財政企画係	課内の庶務に関する事項並びに規則第7条第1号、第2号(他の係に属する事項を除く。)、第4号(財政調査係に属する事項を除く。)及び第5号の事項
		財政調査係	規則第7条第2号のうち社会部、衛生部、商工部及び観光部に関する事項、第3号のうち使用料及び手数料に関する事項並びに第4号のうち財政の調査に関する事項
		交付税係	規則第7条第2号のうち農政部、林務部、土木部、住宅部及び企画局に関する事項並びに第3号のうち交付税及び譲与税に関する事項
		公債係	規則第7条第2号のうち生活環境部、企業局、教育委員会及び公安委員会に関する事項並びに第3号(財政調査係及び交付税係に関する事項を除く。)の事項
	管財課	総務係	課内の庶務に関する事項並びに規則第8条第3号(庁舎管理係に属する事項を除く。)、第4号(庁舎管理係に属する事項を除く。)及び第5号から第7号までの事項
		財産係	規則第8条第1号(庁舎管理係及び用品係に属する事項を除く。)及び第2号の事項
		庁舎管理係	規則第8条第1号のうち共通使用に係る物品の管理に関する事項、第3号のうち県庁舎、妻科庁舎及び公舎の管理に関する事項、第4号のうち合同庁舎の管理に関する事項並びに第8号の事項
		用品係	規則第8条第1号のうち物品に関する事項(庁舎管理係に属する事項を除く。)及び第9号の事項
	税務課	総務係	課内の庶務に関する事項並びに規則第9条第1項のうち税制及び収入管理に関する事項

	直税係	規則第9条第1項のうち直税に関する事項（自動車税及び自動車取得税に関する事項を除く。）
	自動車税係	規則第9条第1項のうち自動車税及び自動車取得税に関する事項
	間税係	規則第9条第1項のうち間税に関する事項
	税務電算係	規則第9条第1項のうち電算システムに関する事項
広報課	広報係	規則第10条第1号及び第3号の事項
	広聴係	課内の庶務に関する事項及び規則第10条第2号の事項
情報公開・法務課	情報公開・文書管理係	課内の庶務に関する事項並びに規則第11条第1項第1号から第6号まで、第10号及び第11号の事項
	法務係	規則第11条第1項第7号から第9号までの事項
市町村課	行政係	課内の庶務に関する事項並びに規則第12条第1号（財政、税制及び地方公営企業に関する事項を除く。）、第4号及び第5号の事項並びに第6号のうち本人確認情報保護審議会の庶務に関する事項及び第7号の事項
	まちづくり支援係	規則第12条第2号の事項及び第6号のうち市町村合併審議会の庶務に関する事項
	地域振興係	規則第12条第3号の事項
	財政係	規則第12条第1号のうち財政及び地方公営企業に関する事項
	税制係	規則第12条第1号のうち税制に関する事項及び第6号のうち固定資産評価審議会の庶務に関する事項
	選挙係	規則第12条第8号の事項
総務事務課	支援・システム係	課内の庶務に関する事項並びに規則第14条第1号から第5号までのうち照会に関する事項、第6号及び第7号の事項
	審査係	規則第14条第1号から第5号までの事項（支援・システム係に属する事項を除く。）
社会部	福祉政策課	規則第15条第1号（企画経理係に属する事項を除く。）の事項並びに第5号のうち福祉事務所に関する事項及び第6号の事項
		規則第15条第1号のうち予算の編成及び執行に関する事項、第2号から第4号までの事項並びに第5号のうち福祉大学校に関する事項
地域福祉課	地域支援係	課内の庶務に関する事項並びに規則第15条の2第1号から第3号までの事項、第4号の事項（保護恩給係に属する事項を除く。）、第6号及び第17号の事項
	保護恩給係	規則第15条の2第4号のうち授産に関する事項並びに第5号の事項及び第9号から第16号までの事項
	指導監査係	規則第15条の2第7号及び第8号の事項
長寿福祉課	いきいき長寿推進係	課内の庶務に関する事項並びに規則第16条第1号のうち高齢者の生きがいづくり及び在宅高齢者福祉に関する事項
	介護保険係	規則第16条第2号並びに第3号の事項のうち施策の企画及び市町村支援に関する事項並びに第5号の事項
	介護サービス係	規則第16条第3号（介護保険係及び長寿住まい・施設係に属する事項を除く。）及び第6号の事項
	長寿住まい・施設係	規則第16条第1号（いきいき長寿推進係に属する事項を除く。）の事項、第3号のうち施設に関する事項（介護保険施設の指定に関する事項を除く。）及び第4号の事項
障害福祉課	事業管理係	課内の庶務に関する事項並びに規則第17条第1号から第3号までのうち障害者の社会参加に関する事項並びに第6号のうち障害者施策推進協議会の庶務に関する事項及び第7号の事項

		在宅支援係	規則第17条第1号から第3号まで（事業管理係及び施設支援係に属する事項を除く。）及び第5号の事項並びに第6号のうち障害者介護給付費等不服審査会の庶務に関する事項
		施設支援係	規則第17条第1号から第3号まで（社会福祉施設に関する事項に限る。）及び第4号の事項
障害者自立支援課	自立支援係	課内の庶務に関する事項及び規則第17条の2の事項（就労支援係に属する事項を除く。）	
		就労支援係	規則第17条の2のうち障害者の就労及び授産活動の活性化の支援に関する事項
こども・家庭福祉課	こども・家庭支援係	規則第18条第1号、第3号（ひとり親支援係に属する事項を除く。）及び第4号の事項並びに第6号のうち社会福祉審議会の庶務に関する事項及び第7号の事項	
	ひとり親支援係	課内の庶務に関する事項並びに規則第18条第2号の事項及び第3号のうち母子及び寡婦に関する事項	
労働福祉課	勤労者支援係	課内の庶務に関する事項並びに規則第21条第1号及び第2号のうち労働関係法規の調査研究に関する事項並びに第3号、第4号、第7号及び第9号の事項	
	調査情報係	規則第21条第1号及び第2号の事項（勤労者支援係に属する事項を除く。）並びに第5号、第6号及び第8号の事項	
衛生部	医療政策課	総務係	規則第24条第1項第1号（企画経理係に属する事項を除く。）の事項並びに第14号のうち保健所に関する事項及び第15号の事項
		企画経理係	規則第24条第1項第1号のうち予算の編成及び執行に関する事項、並びに第2号及び第7号の事項並びに第8号のうち衛生教育に関する事項
		医療係	規則第24条第1項第3号、第4号、第6号、第8号（企画経理係に属する事項を除く。）、第9号、第10号及び第11号の事項並びに第13号のうち医療審議会の庶務に関する事項
		医師確保対策係	規則第24条第1項第12号の事項
		看護係	規則第24条第1項第5号の事項、第13号のうち准看護師試験委員の庶務に関する事項及び第14号（総務係に属する事項を除く。）の事項
県立病院課	総務係	課内の庶務に関する事項並びに規則第24条の2第1号の事項	
	経営係	規則第24条の2第2号の事項	
健康づくり支援課	母子保健係	課内の庶務に関する事項並びに規則第25条第6号、第7号及び第9号の事項	
	健康増進係	規則第25条第1号、第3号、第4号及び第10号の事項	
	感染症難病係	規則第25条第2号、第8号、第11号及び第12号の事項	
	精神保健係	規則第25条第5号、第13号及び第14号の事項	
食品・生活衛生課	生活衛生係	課内の庶務に関する事項並びに規則第26条第8号から第12号まで及び第14号の事項	
	食品衛生係	規則第26条第1号及び第2号の事項	
	乳肉・動物衛生係	規則第26条第3号から第7号まで、第13号及び第15号の事項	
薬事管理課	薬事温泉係	課内の庶務に関する事項並びに規則第27条第1号、第2号、第6号から第8号まで及び第10号（麻薬毒劇物係に属する事項を除く。）の事項	
	麻薬毒劇物係	規則第27条第3号から第5号まで及び第9号の事項並びに第10号のうち麻薬中毒審査会の庶務に関する事項	
生活環境部	環境政策課	総務係	規則第27条の3第1号（経理係に属する事項を除く。）の事項並びに第10号のうち環境審議会（温泉審査部会を除く。）の庶務に関する事項並びに第11号及び第12号の事項
		企画係	規則第27条の3第2号、第3号（環境審査係及び温暖化防止係に属する事項を除く。）及び第4号の事項並びに第10号のうち公害審査委員の庶務に関する事項
		経理係	規則第27条の3第1号のうち予算の編成及び執行に関する事項

	環境審査係	規則第27条の3第3号のうち環境審査に関する事項及び第10号のうち環境影響評価技術委員会の庶務に関する事項
	温暖化防止係	規則第27条の3第3号のうちエコアクション21に関する事項並びに第5号及び第6号の事項
	大気保全係	規則第27条の3第7号から第9号までの事項
水環境課	水循環係	課内の庶務に関する事項並びに規則第27条の4第1号及び第2号の事項
	水質保全係	規則第27条の4第3号及び第4号の事項
	水源水道係	規則第27条の4第5号の事項
生活排水対策課	業務管理係	課内の庶務に関する事項並びに規則第27条の5第2号から第7号までのうち工事事務に関する事項並びに第2号のうち維持管理の事務に関する事項並びに第8号及び第9号の事項
	生活排水係	規則第27条の5第1号の事項及び第3号から第7号までの事項（業務管理係に属する事項を除く。）
	流域下水道係	規則第27条の5第2号の事項（業務管理係に属する事項を除く。）
自然保護課	自然保護係	課内の庶務に関する事項並びに規則第27条の6第1号、第2号及び第3号（自然公園係に属する事項を除く。）の事項
	自然公園係	規則第27条の6第3号のうち施設整備に関する事項
廃棄物対策課	廃棄物政策係	規則第27条の7第1号及び第2号の事項
	廃棄物審査係	規則第27条の7第3号の事項
	資源化推進係	課内の庶務に関する事項及び規則第27条の7第4号の事項
生活文化課	消費者係	課内の庶務に関する事項並びに規則第27条の9第1項第1号から第7号までの事項及び第12号のうち消費生活センターに関する事項
	芸術文化係	規則第27条の9第1項第8号の事項及び第12号のうち文化会館に関する事項
	交通安全対策係	規則第27条の9第1項第9号から第11号までの事項
商工部	産業政策課	規則第28条第1号、第7号及び第8号の事項
		規則第28条第2号及び第6号のうち中小企業振興審議会の庶務に関する事項
		規則第28条第3号から第5号までの事項並びに第6号のうち中小企業調停審議会の庶務に関する事項
ビジネス誘発課	産業誘致係	課内の庶務に関する事項並びに規則第28条の2第1号及び第10号の事項
	経営支援係	規則第28条の2第2号から第4号までの事項
	金融支援係	規則第28条の2第5号から第9号までの事項
ものづくり振興課	技術開発係	課内の庶務に関する事項並びに規則第29条第1号から第4号まで及び第10号の事項
	生活産業係	規則第29条第5号から第9号までの事項
雇用・人材育成課	就業支援係	課内の庶務に関する事項並びに規則第30条第1号の事項及び第6号のうち若年者就業サポートセンターに関する事項
	人材育成係	規則第30条第3号の事項並びに第6号のうち工科短期大学校及び技術専門校に関する事項
	技能振興係	規則第30条第2号、第4号及び第5号の事項
農政部	農業政策課	規則第31条第1号（経理係に属する事項を除く。）及び第15号の事項
		規則第31条第1号のうち予算の編成及び執行に関する事項
		規則第31条第2号、第8号及び第13号の事項並びに第14号のうち食と農業農村振興審議会の庶務に関する事項

	マーケティング係	規則第31条第10号から第12号までの事項及び第14号のうち卸売市場審議会の庶務に関する事項	
	農地調整係	第31条第3号及び第4号の事項	
	農業団体・共済係	規則第31条第5号（農業協同組合、農業共済組合等の検査に関する事項を除く。）、第6号、第7号及び第9号の事項並びに第14号のうち農業共済保険審査会の庶務に関する事項	
農業技術課	管理係	課内の庶務に関する事項並びに規則第32条第10号のうち農業総合試験場、農事試験場、果樹試験場、野菜花き試験場、畜産試験場、中信農業試験場及び南信農業試験場に関する事項	
	普及係	規則第32条第1号及び第2号の事項並びに第10号のうち農業大学校及び地域農業改良普及センターに関する事項	
	農産振興係	規則第32条第4号及び第8号の事項	
	環境農業係	規則第32条第3号、第5号から第7号まで及び第9号の事項並びに第10号のうち病害虫防除所に関する事項	
園芸特産課	花き係	課内の庶務に関する事項並びに規則第33条第1号のうち花きに関する事項及び第3号の事項	
	果樹係	規則第33条第1号のうち果樹に関する事項	
	野菜係	規則第33条第1号のうち野菜に関する事項	
	特産係	規則第33条第1号のうち特用作物に関する事項並びに第2号及び第4号の事項	
	水産係	規則第33条第5号から第7号までの事項	
畜産課	畜産経営係	課内の庶務に関する事項並びに規則第34条第2号、第4号及び第8号の事項	
	畜産流通係	規則第34条第3号及び第7号の事項	
	家畜改良係	規則第34条第1号の事項	
	家畜衛生係	規則第34条第5号、第6号及び第9号の事項	
農地整備課	管理係	課内の庶務に関する事項並びに規則第35条第3号、第4号（土地改良施設維持管理適正化事業に関する事項に限る。）及び第5号の事項	
	計画調査係	規則第35条第1号及び第2号（防災係に属する事項を除く。）の事項	
	水利係	規則第35条第4号（管理係に属する事項を除く。）及び第6号の事項	
	防災係	規則第35条第2号（農地防災事業及び地すべり対策事業に関する事項に限る。）及び第10号の事項	
	基盤整備係	規則第35条第7号、第9号（農道係に関する事項を除く。）及び第12号の事項	
	農道係	規則第35条第9号（農道整備事業に関する事項に限る。）の事項	
	地域整備係	規則第35条第8号及び第13号の事項	
農村振興課	中山間地域係	課内の庶務に関する事項及び規則第36条第5号の事項	
	担い手育成係	規則第36条第2号及び第3号の事項	
	農業金融係	規則第36条第1号の事項	
	農村環境係	規則第36条第4号の事項	
	地域営農係	規則第36条第6号の事項	
林務部	森林政策課	総務係	規則第39条第1号及び第7号の事項
		企画係	規則第39条第2号及び第3号の事項
		森林計画係	規則第39条第4号及び第6号の事項

	林業振興課	担い手育成係	課内の庶務に関する事項並びに規則第40条第1号から第5号までの事項及び第12号のうち林業大学校に関する事項
		林道係	規則第40条第6号の事項
		県営林係	規則第40条第7号及び第8号の事項
		経営普及係	規則第40条第9号から第11号までの事項及び第12号のうち林業総合センターに関する事項
	森林整備課	保安林係	課内の庶務に関する事項及び規則第41条第1号から第4号までの事項
		鳥獣保護係	規則第41条第5号及び第11号の事項
		治山係	規則第41条第6号の事項
		造林緑化係	規則第41条第7号から第10号までの事項
	信州の木活用課	生産振興係	課内の庶務に関する事項並びに規則第42条第1号及び第2号の事項
		利用推進係	規則第42条第3号の事項
土木部	土木政策課	総務係	規則第43条第1項第1号（経理係に属する事項を除く。）、第6号及び第7号の事項
		経理係	規則第43条第1項第1号のうち予算の編成及び執行に関する事項
		建設業係	規則第43条第1項第2号及び第5号の事項
		用地係	規則第43条第1項第3号及び第4号の事項
	都市計画課	都市公園係	課内の庶務に関する事項並びに規則第44条のうち工事事務に関する事項並びに第3号、第5号、第6号、第7号及び第8号の事項
		計画係	規則第44条第1号（街路区画整理係に属する事項を除く。）及び第4号の事項
		街路区画整理係	規則第44条第1号のうち街路に関する事項及び第2号の事項
	道路管理課	管理係	課内の庶務に関する事項並びに規則第45条のうち工事事務に関する事項並びに第1号の事項
		維持舗装係	規則第45条第2号及び第3号の事項
		安全防災係	規則第45条第4号及び第5号の事項
		市町村道係	規則第45条第6号の事項
	道路建設課	総務係	課内の庶務に関する事項及び規則第46条のうち工事事務に関する事項
		計画調整係	規則第46条第1号及び第4号の事項
		国道係	規則第46条第2号のうち国道に関する事項
		地方道係	規則第46条第2号（国道係に属する事項を除く。）及び第3号の事項
		高速交通網整備推進係	規則第46条第5号の事項
河川課	河川課	管理調整係	課内の庶務に関する事項並びに規則第47条のうち工事事務に関する事項並びに第1号（他の係に属する事項を除く。）、第2号、第3号、第4号、第7号及び第10号のうち水防協議会に関する事項
		計画調査係	規則第47条第1号のうち河川の調査計画に関する事項及び第6号の事項、第8号のうち実施調査に関する事項並びに第9号の事項及び第10号のうち治水・利水ダム等検討委員会に関する事項
		治水係	規則第47条第1号のうち改良工事に関する事項及び第8号（計画調査係に属する事項を除く。）の事項
		災害係	規則第47条第1号のうち災害復旧工事に関する事項及び第5号の事項
	砂防課	総務係	課内の庶務に関する事項及び規則第48条のうち工事事務に関する事項

		調査管理係	規則第48条第1号（砂防係に属する事項を除く。）、第2号（地すべり係に属する事項を除く。）及び第3号の事項
		砂防係	規則第48条第1号のうち砂防工事に関する事項
		地すべり係	規則第48条第2号のうち地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事及びなだれ防止工事に関する事項
住宅部	建築管理課	総務係	規則第51条の2第1項第1号及び第18号の事項
		企画係	規則第51条の2第1項第2号、第3号及び第11号から第14号までの事項並びに第17号のうち住宅審議会の庶務に関する事項
		都市開発係	規則第51条の2第1項第5号から第7号までの事項並びに第17号のうち開発審査会の庶務に関する事項
		指導審査係	規則第51条の2第1項第4号及び第8号から第10号までの事項並びに第17号のうち建築審査会及び建築士審査会の庶務に関する事項
		景観係	規則第51条の2第1項第15号及び第16号の事項並びに第17号のうち景観審議会の庶務に関する事項
	住宅課	住宅建設係	課内の庶務に関する事項並びに規則第51条の3第1号から第3号までの事項
		住宅管理係	規則第51条の3第4号の事項
		(削除)	(削除)
	施設課	技術指導係	課内の庶務に関する事項並びに規則第51条の4第1号及び第2号のうち工事事務に関する事項並びに第3号の事項
		施設係	規則第51条の4第1号及び第2号の事項（技術指導係及び設備係に属する事項を除く。）
		設備係	規則第51条の4第1号及び第2号のうち電気設備及び機械設備に関する事項
危機管理局	消防課	消防係	規則第51条の13第1号から第3号まで、第5号及び第6号の事項
		無線通信係	規則第51条の13第4号の事項
	危機管理防災課	危機管理係	課内の庶務に関する事項並びに規則第51条の14第1号及び第2号の事項並びに第5号のうち国民保護協議会の庶務に関する事項
		防災係	規則第51条の14第3号及び第4号の事項並びに第5号のうち防災会議の庶務に関する事項
企画局	企画課	総務係	規則第51条の15第1項第1号、第8号及び第9号の事項
		計画係	規則第51条の15第1項第2号の事項
		調整係	規則第51条の15第1項第3号から第6号までの事項
		ブランド推進係	規則第51条の15第1項第7号の事項
	交通政策課	交通企画係	課内の庶務に関する事項並びに規則第51条の17第1号の事項並びに第4号うちバスの運行維持及び振興に関する事項
		新幹線・並行在来線係	規則第51条の17第2号、第3号及び第4号（交通企画係に属する事項を除く。）の事項
		空港活性化係	規則第51条の17第5号及び第6号の事項
	人権・男女共同参画課	人権尊重推進係	課内の庶務に関する事項並びに規則第51条の18第1号及び第2号の事項並びに第5号うち部落解放審議会の庶務に関する事項
		男女共同参画推進係	規則第51条の18第3号、第4号、第5号（人権尊重推進係に属する事項を除く。）及び第6号の事項
	国際課	外事・パスポート係	課内の庶務に関する事項並びに規則第51条の19第3号及び第4号の事項
		国際交流推進係	規則第51条の19第1号の事項

	多文化共生推進係	規則第51条の19第2号の事項
情報政策課	情報企画係	課内の庶務に関する事項及び規則第51条の21第1項第1号(地域情報化推進係及び電子自治体推進係に属する事項を除く。)の事項
	地域情報化推進係	規則第51条の21第1項第1号及び第2号のうち高速情報通信網の整備・運営に関する事項並びに第1号のうち地域間の情報通信格差の是正に関する事項
	電子自治体推進係	規則第51条の21第1項第1号のうち電子自治体の推進に関する事項
	インターネット・電算管理係	規則第51条の21第1項第2号(地域情報化推進係に属する事項を除く。)の事項

(備考) この表に掲げる課においてそれぞれの課に属する事務で当該課内のいずれの係の所管にも属さない事項については、特に定めがあるものを除き、それぞれ庶務に関する事項を所管する係においてつかさどるものとする。

(別表第2)(第2項関係)

内部部局の室に置く係の名称及び分掌事務

部(局)名	室名	係の名称	分掌事務
衛生部	国保・医療福祉室	国保係	規則第24条第2項第1号及び第3号の事項
		医療福祉係	規則第24条第2項第2号の事項
企画局	土地対策室	土地利用計画係	規則第51条の15第2項第1号の事項及び第8号のうち総合計画審議会の庶務に関する事項
		土地調整係	規則第51条の15第2項第2号から第7号までの事項並びに第8号のうち土地利用審査会及び収用委員会の庶務に関する事項
	統計室	管理係	規則第51条の21第2項第1号及び第2号の事項
		統計第一係	規則第51条の21第2項第3号(統計第二係及び統計第三係に属する事項を除く。)の事項
		統計第二係	規則第51条の21第2項第3号のうち毎年実施の労働、消費経済、学校、人口及び事業所に関する事項(工業統計、生産動態統計、商業動態統計、鉱工業指数及び社会人口統計体系の整備を除く。)
		統計第三係	規則第51条の21第2項第3号のうち5年周期の統計調査及び商業動態統計調査に関する事項(産業連関表特別調査を除く。)

(備考) この表に掲げる室においてそれぞれの室に属する事務で当該室内のいずれの係の所管にも属さない事項については、特に定めがあるものを除き、国保・医療福祉室にあっては国保係において、土地対策室にあっては土地利用計画係において、統計室にあっては管理係においてつかさどるものとする。

(別表第3)(第3項関係)

会計局の係の名称及び分掌事務

課名	係の名称	分掌事務
会計課	総務係	規則第54条第1号から第3号まで及び第18号の事項
	出納決算係	規則第54条第4号から第14号までの事項

(備考) 会計局内のいずれの係の所管にも属さない事項については、特に定めがあるものを除き、総務係においてつかさどるものとする。

行政改革推進課